○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千五十三号野田都市計画道路事業三・四・三十号東宝珠花柏寺線

三　事業施行期間　自平成六年十月十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市中曽根字通り下六四三番一から同市小舟町三丁目六六七番三まで	前	二一・八〇～五三・三六メートル	〇・九八五キロメートル
	後	三三・五〇～四五・六〇メートル	〇・九八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新発田市中曽根字通り下六四三番一から同市小舟町三丁目六六四三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　輪島都市計画道路事業三・五・六号河井町横地線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県輪島市河井町壱七部、壱九部及び弐〇部並びに杉平町矢田、深見田、鬼田、円山及び西ノ草地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　南砺都市計画道路事業三・四・七号谷今町線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県南砺市本町一丁目、井波字八日町、井波字六日町、北川及び北川字宮前地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・十八号寺町今町線、三・四・十九号小将町田上線及び三・五・五号小立野線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市兼六町、丸の内、兼六元町及び小将町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡市清水区小河内字坂本四二五番一から同市小河内字坂本四二六番一まで	前	三一・九二～一八〇・一五メートル	〇・一〇六キロメートル
	後	二四・二三～一七七・一九メートル	〇・一〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	静岡市清水区小河内字坂本四二六番一地内	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日